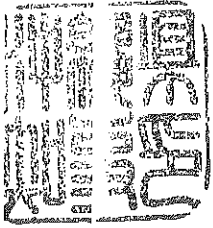
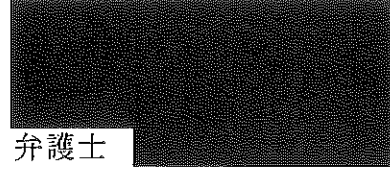


裁 決 書



審査請求人
上記代理人 弁護士



処 分 庁 那覇市福祉事務所長

審査請求人が平成28年9月17日付けで提起した処分庁による生活保護費の返還処分（平成28年6月17日付け那福事保第22802号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

- 1 本件処分に係る法令等について
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 本件処分について
 - (1) 審査請求人世帯が住宅扶助(家賃)基準改正対象世帯であったことについて
ア 住宅扶助基準について
審理意見書に記載のとおり。

イ 審査請求人世帯の家賃について

審査員意見書に記載のとおり。

(2) 平成27年9月から同年11月分までの各月に住宅扶助41,000円が支給されたか、それによる住宅扶助の過払はいくらか。

審査員意見書に記載のとおり。

(3) 平成27年9月から同年11月分までの住宅扶助の過払分9,000円について、全額法第63条返還の対象となるか。

審査員意見書に記載のとおり。

(4) 本件処分について

以上のとおり、平成27年9月から同年11月まで支給された住宅扶助の過払分9,000円については、全額法第63条返還の対象になり、本件処分に違法な点は認められない。

しかしながら、沖縄県行政不服審査会が調査した際の処分庁提出資料によると、平成27年住宅扶助限度額通知にかかる審査請求人の住宅扶助限度額の改定について、処分庁は、同年6月12日に審査請求人世帯への経過措置適用を決定していたにもかかわらず、弁明書添付資料の保護記録をみると、審査請求人に対して情報提供や転居指導等を行っていた様子が窺えない。

国は、平成27年7月1日適用の住宅扶助基準の見直しにあたり、平成27年住宅扶助限度額通知により最低限度の生活の維持に支障が生じないように経過措置を規定するとともに、「住宅扶助の認定にかかる留意事項について」（平成27年5月13日社援保発0513第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。）では、住宅扶助の認定に当たっては、生活保護受給者の居住の安定や居住先確保の観点から、福祉事務所に対して以下のような内容について留意するよう通知している。

① 住宅扶助基準の見直しによって、住宅扶助の限度額より実際の家賃が上回る場合は、契約更新等の際に、福祉事務所において、必要に応じて貸主等に今般の住宅扶助の適正化を図った趣旨等を丁寧に説明し、貸主等の理解が得られるよう努め、当該住宅等の家賃の引下げが可能か否かについて検討すること。

② 住宅扶助の限度額以下への家賃の引下げが困難であった場合は、福祉事務所において、当該世帯の意思や生活状況等を十分に確認し、必要に応じて経過措置の適用や住宅扶助の限度額の範囲内の家賃である適切な住宅への転居について検討すること。

この検討に当たり、経過措置の適用は生活保護受給世帯によって適用期限が異なり、経過措置終了後は住宅扶助の限度額が適用されることを踏まえ、当該世帯に対しては、当該世帯に適用される経過措置の内容を十分に説明することに留意すること。

これらの通知は、住宅扶助基準の見直しにより住宅扶助の限度額が減額となる場合において、その適用を経過措置により賃貸借契約更新時まで猶予し、猶予期間中に福祉事務所が家賃引下げや転居を支援することで、保護受給者の最低限度の生活の維持に支障が生じないように配慮する趣旨と解される。

これについて、処分庁は、審査請求人に対して、平成27年度限度額通知の内容及び審査請求人世帯への経過措置適用の説明を行っていないこと、さらに、上記①及び②の検討をしていないことが認められる。

一方で、審査請求人においては、審査請求書によると、引越前建物に入居開始してから平成27年5月までの間にトイレの詰まりや汚水の逆流による臭気が充満するという配管トラブルが五度発生したということから、経過措置適用終了時期までに転居を希望した可能性は高かったであろうし、また、同年9月18日に起こった六度目の配管トラブル時には引越前建物の管理会社の担当者に引越させてほしい旨要求し、同月30日に審査請求人代理人弁護士に引越前建物の賃貸借契約の解除等について法律相談を行っていることから、経過措置適用期間が終了した同年9月には確実に転居意思を有していたことが認められる。

この点につき、処分庁は、同年6月に審査請求人世帯への経過措置適用を決定したにもかかわらず審査請求人世帯への説明等を行わなかったのであるから、審査請求人に住宅扶助基準の見直し前に転居する機会を与えなかったも同然であり、その結果として、審査請求人世帯への経過措置適用期間終了となる同年9月から審査請求人が自主的に転居した同年11月までの3か月間、住宅扶助の過払いを発生させたといえる。これら処分庁の対応は、平成27年住宅扶助限度額通知及び保護課長通知の趣旨に反しており、不適切であったとの評価は免れない。

なお、平成27年住宅扶助限度額通知では、経過措置が適用されている世帯について、世帯人員の減少又は増加等により経過措置の適用が行えなくなる場合にあっても、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯人員の減少又は増加等があった後6か月間を限度として、引き続き旧基準額を適用して差し支えないともしている。これを、転居の準備等のために一定の猶予期間を与えられるものと捉えたと、処分庁が経過措置等の説明や転居支援を行っていなかった審査請求人世帯に類推適用し、審査請求人世帯への経過措置適用期間終了後から転居するまでの3か月間を転居の準備期間として住宅扶助の限度額の適用を猶予することも検討し得るところである。

以上のことから、処分庁は、審査請求人世帯に経過措置を適用しながらも審査請求人世帯への配慮に欠ける行政手続を行った点で瑕疵があるところ、経過措置の適用期間終了後は機械的に住宅扶助の限度額を適用させ、住宅扶助の過払額を発生させたことは、社会通念上、許されるものではなく、その過払額について本件処分を行ったことは不当といわざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年2月27日
審査庁 沖縄県知事 玉城康裕

